

第7. X章(案)

アニマルウェルフェアと 乳用牛生産システム

-概要-

1

構成

第1条 定義

第2条 適用範囲

第3条 営利を目的とする乳用牛生産システム

第4条 乳用牛のウェルフェアの基準(測定指標)

第5条 良好なアニマルウェルフェアに関する規定

- 1 施設環境等のシステム設計及び管理に関する推奨事項
- 2 畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

2

定義及び適用範囲

定義

乳用牛生産システムは、牛乳の生産を意図して行われる牛の繁殖、育成及び管理の一部又はすべての作業を含むあらゆる商業上の生産システムと定義される。

適用範囲

本章は、乳用牛生産システムにおけるウェルフェアの観点からの側面を取り扱っている。

3

乳用牛のウェルフェアの基準

1. 行動
2. 罹病率
3. 死亡及び淘汰率
4. 乳量、体重及び体型の変化
5. 繁殖効率
6. 外観
7. 取扱時の反応
8. 一般的な処置の問題

4

システムの設計及び管理に関する推奨事項

- a. 温度環境
- b. 照明
- c. 空気の性状
- d. 騒音
- e. 床、敷料、寝床の表面及び舎外区域
- f. 場所、建物及び設備
- g. 緊急時計画

5

温度環境

家畜飼養者(*)は、高温ストレスのリスクが非常に高い水準に達する場合には、日陰、扇風機、追加的な飲水を提供し、動物密度の緩和、現地の状況に応じた適切な冷却装置を設置する等の緊急行動計画を定めるものとする。

(*)家畜飼養者(animal handler)とは、動物の習性及び要求に係る知識を有する者であって、適当な経験と動物の要求に対する専門的で積極的な対応によって、効果的な管理と良好なウェルフェアを達成することができるものをいう。資格は、正式な訓練又は実務経験を通じて取得されるものとする。

6

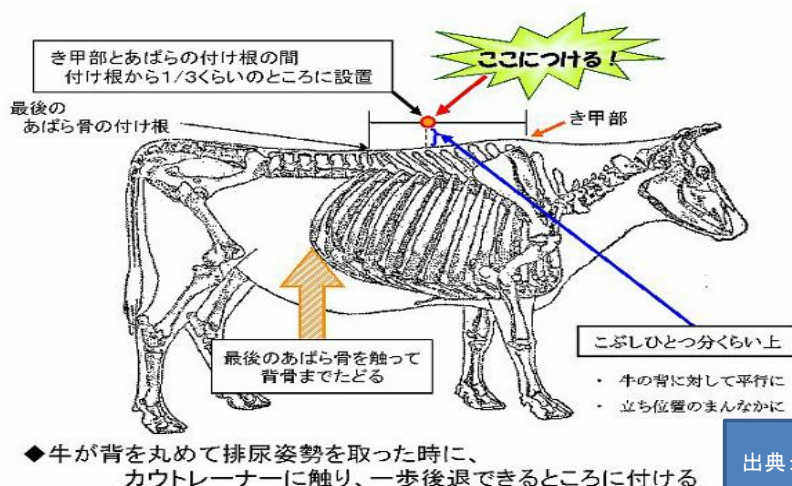
照明、空気の性状、敷料、寢床等

- 舎飼いの乳用牛は、弱い夜間照明が与えられるものとする。
- 非開放型畜舎内のアンモニア濃度は、25ppmを超えてはならない。
- コンクリート上で舎飼いされたすべての動物に対し、何らかの種類の敷料が提供されるものとする。
- 牛が、舎内、舎外にかかわらず、繋がれていなければならない場合には、最低限妨げられることなく横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、転回することができるようにするものとする。

7

場所、建物及び設備

- 動物の行動を管理するために設計された帯電機器であって、ウェルフェア上の問題発生の増加に結びつくもの（たとえば、カウトレーナー、帯電式ゲート）は、使用されないものとする。



出典：北海道根室振興局

畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

- | | |
|----------------------|--------------|
| a. バイオセキュリティ及び動物衛生 | i. 又レ子 |
| b. 栄養 | j. 母仔分離及び離乳 |
| c. 群内環境 | k. 後継牛の育成 |
| d. 空間的ゆとり | l. 搾乳管理 |
| e. 捕食動物からの保護 | m. 痛みを伴う飼養管理 |
| f. 遺伝学的選択 | n. 検査及び取扱 |
| g. 人工授精、妊娠診断及び受精卵移植 | o. 職業訓練 |
| h. 母牛及び種雄牛の選択並びに分娩管理 | p. 災害管理 |
| | q. 人道的殺処分 |

9

栄養

- 乳用牛に穀物を与える場合には、徐々に増やし、日々の給与飼料の50%を超えない構成にするものとする。
- サイレージ、牧草、乾草等の嗜好にあった繊維質飼料は、随意に摂取できるようにしておくものとする。
- 2週齢を超える仔牛には、第一胃の発育を促進するため、十分な一日当たりの給与量の繊維食が与えられるものとする。

10

群内環境、空間的ゆとり、痛みを伴う飼養管理

- 過剰な闘争行為又は過剰なマウンティング行動を発現している牛は、他の措置が失敗した場合には、当該グループから移動されるものとする。
- すべての乳用牛が同時に休息することができ、各牛が、自由に横臥し、起立し、動き回れるものとする。
- 麻酔及び無痛法の使用は、摘芽を実施する場合には、強く推奨されており、除角する場合には、常に使用されるものとする。

11

災害管理

- 災害（たとえば、地震、洪水、火事、台風）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が施行されているものとする。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急備蓄飼料及び水の供給、必要に応じた間引き及び人道的殺処分が含まれる場合がある。
- 干ばつ、吹雪、洪水等の異常気象条件の影響に対処するための計画もある。干ばつの場合には、動物管理の決定が可能な限り早期に行われるものとし、それには牛の頭数削減に関する検討が含まれるものとする。

12